

「議会基本条例に関する部会」での検討内容のまとめ

◆部会開催実績

令和 2 年 9 月 2 9 日（火）、1 0 月 2 6 日（月） 計 2 回

◆検討結果

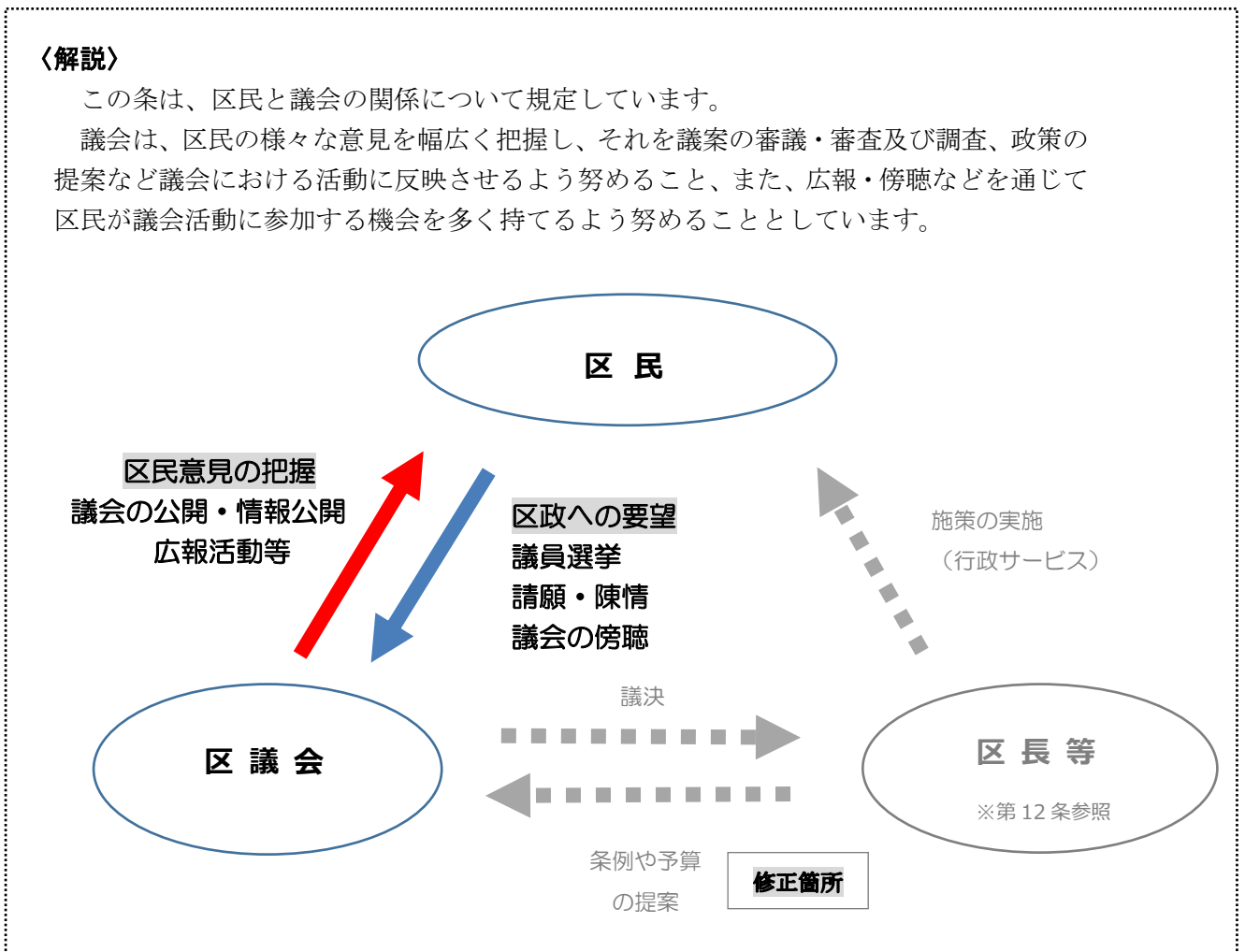
（区民との関係）

第 8 条 議会は、区民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、区民が議会活動に参加する機会の充実に努めるものとします。

〈解説〉

この条は、区民と議会の関係について規定しています。

議会は、区民の様々な意見を幅広く把握し、それを議案の審議・審査及び調査、政策の提案など議会における活動に反映させるよう努めること、また、広報・傍聴などを通じて区民が議会活動に参加する機会を多く持てるよう努めることとしています。



○検討結果

- ・解説…「区民意見の把握」「区政への要望」を追加（網掛け部分）
「区長等」から「区議会」への矢印説明部分を「条例や予算の提案」に修正

(議員定数)

第 25 条 議員定数は、杉並区議会議員定数条例（昭和 61 年杉並区条例第 35 号）で定めま
す。

2 議員又は委員会は、議員定数に関する条例改正の議案を提案する場合において、議会基
本条例の理念等を踏まえ、提出するものとします。

○検討結果

- ・ 条文… 1 項で記載していたものを 2 項建てに変更。また、議員定数について、「議会
基本条例の理念等を踏まえ」提出するものとした。
- ・ 解説…議員定数の変遷を掲載する方向で継続検討。

**前文、第 26 条（議員報酬）、第 27 条（政務活動費）、第 29 条（議会の施設）については、
引き続き継続検討。**